

[事案 2019-311] 解約取消等請求

・令和3年1月26日 裁定終了

<事案の概要>

解約手続きが自分の真意ではなかったことを理由に、解約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年1月に契約した変額個人年金保険について、以下等の理由により、解約を取り消して、満期日の解約返戻金と既払解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1)解約手続きは、自分の真意によるものではなかった。
- (2)解約に伴う不利益が記載された書面を見せられておらず、担当者による説明も受けていない。
- (3)解約に伴い、受取の選択肢(年金受取、一括受取)がなくなることの説明がなかった。
- (4)担当者の説明は、虚偽事実を告げた欺罔であった他に、誤解を招く不当な比較説明、断定的判断の提供があった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)解約請求書は申立人が自ら署名・押印し、保険証券を手渡しており、解約は申立人の意思によるものであった。
- (2)申立人は、『「解約される前にご確認ください」を確認し、内容を了知したうえで、解約を請求します』と記載された解約請求書に署名・押印しており、内容を理解したうえで解約したものと考えられ、また、パンフレットでも、解約に伴う不利益は説明している。
- (3)解約に伴い契約の効力が全て失われるので、受取の選択肢がなくなることは明白である。
- (4)申立人の主張は、代理店の主張と大きく異なっており、認めることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者の説明不足や虚偽の説明等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。